

暴力団の利益となる使用の制限について

本施設は、条例に基づき「暴力団の利益となる使用」を許可しません。また、許可をした後に、「暴力団の利益となる使用」であることが判明した場合は、許可を取り消し、または使用を停止します。

なお、暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定にあたり、必要と認める場合には、宮城県警察本部に照会することがあります。

平成22年4月1日

仙台文学館 指定管理者

公益財団法人 仙台市市民文化事業団